【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成28年７月１日
【会社名】	株式会社ココカラファイン
【英訳名】	cocokara fine Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長　塚本　厚志
【本店の所在の場所】	神奈川県横浜市港北区新横浜三丁目17番６号
【電話番号】	045（548）5929
【事務連絡者氏名】	常務執行役員　西﨑　昭
【最寄りの連絡場所】	神奈川県横浜市港北区新横浜三丁目17番６号
【電話番号】	045（548）5973
【事務連絡者氏名】	常務執行役員　西﨑　昭
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町２番１号）

1【提出理由】

当社第８回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の５第４項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第２項第９号の２の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日

平成28年６月28日

(2) 決議事項の内容

第１号議案 剰余金の処分の件

イ 株主に対する剰余金の配当に関する事項及びその総額

１株につき金40円 総額 981,477,200円

ロ 効力発生日

平成28年６月29日

第２号議案 定款一部変更の件

当社は、監査等委員会設置会社に移行することに伴い、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員会及び監査等委員に関する規定の新設、監査役会及び監査役に関する規定の削除、取締役会及び取締役に関する規定の変更、取締役との責任限定契約の範囲の変更等、所要の変更を行う。

第３号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）３名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）として、塚本厚志、柴田透、北山真の3氏を選任する。

第４号議案 監査等委員である取締役３名選任の件

監査等委員である取締役として、坂本朗、古松泰造、鳥居明の3氏を選任する。

第５号議案 補欠の監査等委員である取締役１名選任の件

補欠の監査等委員である取締役として、川島宏氏を選任する。

第６号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額の決定の件

当社は、第２号議案「定款一部変更の件」の効力が生じた時をもって、監査等委員会設置会社へ移行するに伴い、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額を、年額300,000千円以内と定めるものとする。

第７号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額の決定の件

当社は、第２号議案「定款一部変更の件」の効力が生じた時をもって、監査等委員会設置会社へ移行するに伴い、監査等委員である取締役の報酬等の額を、年額50,000千円以内と定めるものとする。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数（個）	反対数（個）	棄権数（個）	無効数（個）	可決要件	決議の結果及び賛成比率（%）
第１号議案 剰余金処分の件	157,943	4,100	74	0	(注) 1	可決 97.43
第２号議案 定款一部変更の件	161,491	552	74	0	(注) 2	可決 99.61
第３号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）３名選任の件						
塚本 厚志	159,970	2,073	74	0	(注) 1	可決 98.68
柴田 透	161,602	441	74	0		可決 99.68
北山 真	161,610	433	74	0		可決 99.69

決議事項	賛成数（個）	反対数（個）	棄権数（個）	無効数（個）	可決要件	決議の結果及び賛成比率（%）
第４号議案 監査等委員である取締役３名選任の件						
坂本　　朗	141,576	20,466	74	0	(注) 1	可決　87.33
古松　泰造	159,622	2,421	74	0		可決　98.46
鳥居　　明	159,842	2,201	74	0		可決　98.60
第５号議案 補欠の監査等委員である取締役１名選任の件					(注) 1	
川島　　宏	137,378	24,664	74	0		可決　84.74
第６号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額の決定の件	161,162	881	74	0	(注) 1	可決　99.41
第７号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額の決定の件	161,881	162	74	0	(注) 1	可決　99.85

（注）１．出席した株主の議決権の過半数の賛成による。
２．議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の３分の２以上の賛成による。
３．賛成比率は出席した株主の議決権の数（事前行使分および当日出席分（途中退場した株主の議決権の数を含む））に対する割合です。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

事前行使分および当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものの、集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため議決権の数の一部を集計しておりません。